

(改正) フロン類「引取基準」について

現行 引取基準

項目	基準の主な内容
性状	◇ ボンベに充てんされているフロン類がCFC・HFCのいずれか一方のみであること
荷姿	◇ 高圧ガス保安法に適合した30リットル以下の大型ボンベで、または1リットルボンベの場合は専用パレットに収納された状態で引き渡すこと ◇ 自動車フロン類引き渡し状が大型ボンベ・専用パレットごとに添付されていること
引取方法	◇ 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと ◇ 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること



改正 引取基準

項目	基準の主な内容
性状	◇ 使用するボンベには、異なるガス種（CFC/HFC）を混入しないこと
荷姿	◇ 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ボンベ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと ◇ 自動車フロン類引き渡し状が大型ボンベ・専用パレットごとに添付されていること
引取方法	◇ 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと ◇ 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

「ボンベ引渡時のガイドライン」

- 高圧ガス保安法に適合した30L以下の大型ボンベ、または1Lボンベを使用すること
- 大型ボンベを使用する場合は、高圧ガス保安法に定める検査期限内のボンベを使用すること

容器の種類	容量・耐圧等	検査有効期限	
		20年未満	20年以上
溶接容器	耐圧試験圧力（TP）3.0MPa以下、かつ、容量（V）25L以下	6年	2年
	上記以外	5年	
継目なし容器	すべて	5年	

- ボンベの上限重量を超えるフロン類を充てんしないこと
- 大型ボンベを指定引取場所に引き渡す時は、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと
 - 〔指定着払い方式で運搬する場合〕
 - ・ ボンベのバルブをしっかりと密封すること
 - ・ ボンベの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
 - ・ 自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
 - ・ 運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったボンベを渡さないこと
 - 〔自社で運搬する場合〕
 - ・ フロン類が漏れることがないように、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること
- 1リットルボンベを指定引取場所に引き渡す時は、充てん弁が確実に密封されていることを確認した上で、専用パレットに収納し引き渡すこと